独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（「特定親族特別控除」の創設に係る早生まれ学生の算定基準の見直し）

別紙1

背景

- 高等教育の修学支援新制度における収入の判定は、**年収に所得控除等を反映した課税標準額により判定**。

- 令和７年度税制改正において、**所得控除に「特定親族特別控除」が創設**されたことにより、
 扶養者の所得控除の要件となる**子の年収基準**が、
 19～22歳の場合 ： 123万円 → 160万円（※） **に引き上げられた**。（控除額45万円）
 （18歳以下の場合 ： 123万円）
 （※）年収160万円を超え188万円以下の者については、逓減する額の控除が適用。

- 判定は12月31日時点で行われるため、
 ４月から12月までの生まれ（遅生まれ）の学生と**１月から３月までの生まれ（早生まれ）**の学生では、
 同じ学年にもかかわらず、**年齢が18歳と19歳に分かれる状況が生じ**、その場合、
 早生まれの学生については、特定親族特別控除が適用されず、**年収123万円を超えた場合、遅生まれの学生と比べて、収入の判定において不利になる場合が生じる**。

改正内容

収入の判定において、早生まれの学生が遅生まれの学生と比べて不利になることがないよう、
早生まれの学生の年収基準を遅生まれと同額まで引き上げ、課税標準額を算定する際の所得控除額を計算

施行日

令和８年10月１日（令和８年度後期分の判定から適用）